

第5回「②労働組合 B：組合と組合員」

2022.04.20. 佐藤

はじめに

1)前回のまとめ

- 1.内容：〈論点〉事業主の作った組織であっても労働組合法上の労働組合と認められるか否か
〈法〉法的効果(民事免責・刑事免責・不利益取扱禁止)、要件(労働者・自主・目的・団体性)、判例(労基研報告と同様)
〈諸説〉人的従属で判断、経済的従属を重視、従属的地位で判断

2.Reading Assignment に関する設問についての解説

- ①事業組織の組入れ、契約内容の一方的・定型的決定、報酬の労務対価性、業務の依頼に必ずべき関係、広い意味での指揮監督下の労務提供と一定の時間的場所的拘束、顕著な事業者性
- ②労使関係法研究会「労使関係法研究会報告」、中央労働委員会命令「ソクハイ事件」

2)Reading Assignment に関する設問

以下の設問に対する解答を、自己点検用紙に書きなさい。

- ①西谷教授は、憲法28条が積極的団結権とともに何を保障していると述べているか。7文字で答えよ
- ②盛教授は、憲法28条が、何の形成を予定していると述べているか。12文字で答えよ

本日の課題：R.A.解答と自己点検を、自己点検用紙に記入して提出する

*ユニオン・ショップ

- 1)法的根拠：憲法28条、労働組合法上の明文規定はない cf.労組法7条(←Wikipedia)
- 2)関連判例：a)合憲性 大浜炭鉱事件・最二小判・昭和24.4.23
b)他組合の組合員への効力 三井倉庫港運事件・最一小判・平成1.12.14(脱退)
日本鋼管事件・最一小判・平成1.12.21(除名)
c)脱退しない契約 東芝労組小向支部事件・最二小判・平成19.2.2

[参考文献] 西谷敏『労働法における個人と集団』(1992年、有斐閣)
浜田富士郎「労働組合内部問題法の基礎理論的考察」『労働組合法の理論課題』(1980年)

[課題提出者数] 4/13 4/15 4/20 4/22 4/27 4/29 5/06 5/11 5/13 5/18
137

[自己点検]

- 1)Reading Assignment に関する設問への解答
- 2)自己点検 a)講義の論点 b)論点にかかわる法状況 c)論点についての諸見解
- 3)自由記述 a)講義に関する質問 b)その他

[次回講義への Reading Assignment]

次回講義タイトル：「労働団体法 ③組合活動 A：便宜供与」

講義テーマ：労働組合は組合事務所を自由に使えるのだろうか

教科書の該当部分：第3章「労働組合」「IV 組合活動」「5 便宜供与」直接に関連は p.79-p.80

Reading Assignment：豊川義明「最高裁に問われるもの」労働法律旬報1857号(2016年)34頁